

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は経営理念の実現に向け、「レジリエント企業を継承しつつ、挑戦できる企業への変貌」を基本方針に定め、なかでもコーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題のひとつと位置付け、経営環境の変化に迅速に対応する最適な経営体制の構築に取り組んでいます。コーポレート・ガバナンスを充実させ、経営の効率性・透明性を確保することが企業価値を高め、株主をはじめとするステークホルダーや社会全般から信頼される企業として存続する基盤になると考えています。

当社では「東洋建設コーポレートガバナンス・ガイドライン」を定め、以下のURLに開示しています。

<https://www.toyo-const.co.jp/company/governance>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則2 - 4 女性活躍推進を含む社内の多様性の確保】

補充原則2 - 4 (1)

< 多様性確保についての考え方 >

当社は、経営理念の一つである「人間尊重」のもと、性別、国籍、学歴、職歴等に関わらず、社員一人ひとりの個性と長所を活かし、多様な人材が持つ様々な魅力を最大限に発揮できる企業を目指しています。当社は2029年の創立100周年に向けて、環境変化にフレキシブルに対応し、厳しい環境に自ら挑戦するレジリエント企業へと進化すると目標を掲げており、その実現には多様性が生む新しいイノベーションによる競争力の向上が不可欠と考えています。また、多様な人材が長く活躍できる制度面での環境整備、社内風土の醸成によりダイバーシティ推進に取り組んでいます。

● 女性

< 多様性の確保の自主性かつ測定可能な目標及び確保の状況 >

当社では、新卒採用者の女性採用を約20%とする目標を掲げ、女性総合職を積極的に採用しています。一般職から総合職への登用制度も整備しており、若年層の女性総合職は着実に増加しています。2020年11月には、厚生労働大臣より女性活躍推進に関する取り組みの実施状況が優良な企業として「えるばし認定」を受けました。

また、フィリピンの当社事業所や関係会社の同国現地法人CCT CONSTRUCTORS CORPORATIONでは、日本国内より先行して女性管理職の登用に取り組んでいます。

今後は、効果的な教育とジョブローテーションを通じたキャリアアップにより女性管理職の着実な増加を目指し、女性が働きやすく、継続して活躍できる環境づくりに取り組んでまいります。

< 管理職(課長級以上)に占める女性労働者の割合 >

・当社国内事業所: 0.6% (2023年4月現在)

・当社フィリピン事業所: 5.9% (2023年4月現在)

・CCT CONSTRUCTORS CORPORATION: 3.8% (2023年4月現在)

< 多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針 >

女性総合職の勤務地を超えたネットワーク構築や女性の目線から見た会社の課題抽出等を行い、職場環境の改善や育児支援制度の充実を実施します。

・積極的な女性採用の継続

・ダイバーシティ研修

・女性用作業服の導入、工事現場の女性用快適トイレの設置

・「中途退職者再採用制度(カムバック制度)」

結婚・育児等で離職しキャリア継続を断念する社員が、離職事由が解消した際に再入社できる制度

・時差出勤制度、時間単位の有給休暇取得等の導入により働き方の選択肢を増やすことで、女性のキャリア継続を支援

・時間外労働の削減及び休暇取得推進によるワークライフバランスの向上

● 外国人

< 多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針 >

異なる価値観や文化を持つ外国人が活躍し、多様化が進むことで、既存の価値観にとらわれない発想や創造が期待され、新たなイノベーションがもたらされると考えています。現在、外国人技術者には、高度な施工技術、日本語能力の習得を目的に実地研修を行っているほか、他国のプロジェクトに従事する機会を設けており、国内外を問わず活躍できる人材を育成しています。

今後も、国内・海外事業所での教育訓練により、実務経験、施工管理能力等を習熟させると共に、日本語能力の習得、一級土木施工管理技士等の国家資格の習得を目指します。また、教育体制と制度を更に充実させ、外国人社員が管理職として活躍できる環境づくりを進めてまいります。

● 中途採用者

< 多様性の確保に向けた社内環境整備方針 >

不足する施工管理職を中心に、即戦力としての中途採用を通年で進めています。中途採用者は、その経歴、能力により管理職としても採用しています。入社後は、新卒採用者と区別することなく評価を行い、中核人材への登用を実施しています。近年の中途採用実績は、建設業界の人材不

足から採用目標人数には達していませんが、引き続き積極的な採用活動を継続してまいります。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

補充原則3 - 1(3)

当社は、サステナビリティ担当役員を中心としたサステナビリティ委員会を設置し、経営理念をベースにサステナビリティに関する基本方針を策定しており、当社グループのマテリアリティを特定しているほか、中期経営計画における重要施策に「経営理念の実践(事業活動)」を通じた社会課題の解決を位置づけることで、サステナビリティについての取り組みを実施しています。当社の取り組みについては、当社ウェブサイト「経営理念の実践によるサステナビリティの実現」(<https://www.toyo-const.co.jp/csr>)をご参照ください。

また、TCFD等に基づく対応につきましても、今後サステナビリティ委員会にて検討を行い、開示に向けた取り組みを進めてまいります。

加えて、中期経営計画に掲げる「攻め」を支える多様な人財の獲得・育成等の戦略を推進するほか、「守りから攻めへ」の方針に則った投資方針ではR&DやDX等に5年間に60億円以上の投資を計画するなど、働き方改革、知的財産及び研究開発への投資を含む成長投資を計画し、開示しています。

当社の中期経営計画の詳細は以下のURLをご参照ください。

○ 中期経営計画

https://www.toyo-const.co.jp/wp/wp-content/uploads/2023/03/2023-2027_chukei.pdf

○ 中期経営計画(補足資料)

https://www.toyo-const.co.jp/wp/wp-content/uploads/2023/04/2023-2027_chukei-hosoku.pdf

【原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、取締役の選任にあたっては、多様な知識、経験、専門性、見識等を有し、事業活動に精通した人物を取締役に選任することとしています。提出日現在、当社は女性取締役を選任していませんが、今後、女性取締役を選任することを検討しています。取締役会の多様性を向上させるとともに、当社の経営戦略に照らして備えるべき知識・経験・能力等の専門性を有した人財でよりバランスよく構成することにより、最適なガバナンス体制を構築してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 いわゆる政策保有株式】

当社は、政策保有株式については必要最低限の保有に努め、取引関係の強化、ひいては当社事業の発展に資すると判断する限り保有しますが、毎年見直しを行い、保有する意義の乏しい銘柄については、適宜株価や市場動向を見て売却します。

保有株式に係る議決権の行使にあたっては取締役会付議事項とし、株主価値が大きく損なわれる事態やコーポレートガバナンス上の重大な懸念事項が生じている場合などを除き、取引先との関係強化に活かす方向で行使することとしています。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社と取締役との間の競業取引及び利益相反取引を行う場合や、主要株主との取引において損失が懸念される重要な事案については、当該取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、取締役会の承認を得ることとしています。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の退職年金制度は、確定給付、確定拠出の併用としておりますが、確定拠出については、企業年金の積立金の運用はなく財政状態への影響はありません。

確定給付については、積立金の運用を複数の運用機関へ委託し、資産構成は各資産に分散投資するなど、リスク分散を考慮しながら運用しています。

運用状況は主管部署にて継続的な監督のもと、運用収益や資産構成割合などの情報を定期的に職員へ開示しています。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(1) 当社は、「夢と若さをもって全員一致協力し、新しい豊かな技術で顧客と社会公共に奉仕することに努め、会社の安定成長と従業員の福祉向上を期する～人間尊重、創意革新、責任自覚～」を経営理念に定めています。

当社の経営理念・行動規範は以下のURLに開示しています。

<https://www.toyo-const.co.jp/company/philosophy>

当社の中期経営計画は以下のURLに開示しています。

https://www.toyo-const.co.jp/wp/wp-content/uploads/2023/03/2023-2027_chukei.pdf

(2) 取締役会において当社のコーポレートガバナンスの基本的な考え方である「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を定め、これを当社ウェブサイトにおいて開示しています。

(3) 取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続きについては、社外取締役が過半数の役員指名・報酬委員会にて協議します。

(4) 取締役候補者の指名にあたっては、経営の意思決定に必要である広範な知見を備え、経営の監督機能発揮に必要な出身分野、出身業務における多様な実績を有すること等に基づき、その選解任を社外取締役が過半数の役員指名・報酬委員会にて協議し、取締役会で決定します。

また、監査役候補者の指名にあたっては、財務、会計及び経営などに関する適切な知見を備え、経営の健全性確保に貢献できること等に基づき、役員指名・報酬委員会にて協議し、監査役会の同意を得た上で取締役会で決定します。

(5) 取締役、監査役各候補者の略歴、選解任理由を株主総会招集通知にて開示します。

【原則4 - 1 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4 - 1(1)

取締役と監査役で構成される取締役会は、当社の経営に係る重要事項について毎月1回開催する取締役会及び必要に応じて開催される臨時取締役会において審議、決定するほか各取締役による業務執行の監督を行っています。

また、経営環境の変化に迅速に対応し、業務運営の効率化を図るため職務執行の方針を協議決定する経営方針会議を開催しています。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法及び金融商品取引所が定める基準に加え、当社独自の社外取締役及び社外監査役の独立性判断基準を定めており、この基準を充たした者を一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有している独立社外取締役として選任しています。

【原則4 - 10 任意の仕組みの活用】

補充原則4-10(1)

当社は、取締役及び執行役員の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性を強化するため、取締役会の下に役員指名・報酬委員会を設置し、指名・報酬に関する諮問事項について当委員会にて社外取締役の視点を反映した審議を行い、取締役会への答申・報告を行っております。

また、委員会の構成は、構成員の過半数を独立社外取締役とすることを基本とし、提出日現在、代表取締役2名及び独立社外取締役3名で構成しております。

2022年4月から2023年3月までに委員会を4回開催し、各回ともに委員の出席率は100%です。

委員会においては、当社の取締役候補者及び執行役員の選任・報酬について、透明性及び客観性が確保されたプロセスを経て公正に審議したほか、役員報酬の見直し検討や役員の後継者育成状況、今後の課題について協議を行いました。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11(1)

当社は、定款において取締役は15名以内、監査役は4名以内と定めており、取締役会は取締役8名と監査役4名によって構成されています。取締役及び監査役の選任にあたっては、中期経営計画の実現に向けて、取締役会が備えるべきスキルを分析・特定し、現時点で重要と考えるスキルを 経営管理、営業、技術・ICT、グローバル、サステナビリティ、財務・会計、法務・リスクマネジメントと定義し、これらのいずれかについて専門的知見・経験を有し、且つ優れた人格を有する者を指名しています。個々の取締役・監査役のスキルについては当報告書の最終頁のとおりであり、全体として必要なスキルが備わっているものと考えています。

なお、当社の社外取締役及び社外監査役は、数社において経営者としての実績を有しており、これらの経歴を背景として当社の経営に有益な助言を行うとともに、独立した立場での監督機能又は監査機能を発揮し、それぞれの職務を適切に遂行できると判断しています。

また、社外取締役及び社外監査役は、当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はありません。

補充原則4-11(2)

当社の社外取締役及び社外監査役は、自身の受託者責任を踏まえ、当社以外の上場会社を兼任する場合は、合理的な範囲内にとどめるよう努めており、毎年の事業報告、有価証券報告書等を通じて、重要な兼任状況について開示しています。

補充原則4-11(3)

当社は、各取締役、監査役の自己評価を踏まえた取締役会の実効性に関するアンケートを毎年実施し、その結果について、取締役会に報告しています。

取締役会の実効性評価結果の概要としましては、取締役及び監査役が活発に発言し、自由闊達に建設的な議論が行われており、取締役会の機能発揮は概ね十分であると評価されています。一方で、取締役会をより活性化させるためにインフォーマルな場を設けるなど取締役会運営の工夫を求める意見などがありました。これらの意見を踏まえ、今後も継続的に取締役会の実効性の更なる向上に努めてまいります。

【原則4-14 取締役・監査役のトレーニング】

補充原則4-14(2)

取締役・監査役就任時には、役員として遵守すべき法的な義務、責任等について適切な説明を行い、必要に応じて外部研修機関も活用しています。社外取締役、社外監査役を招聘する際には、当社の経営戦略、事業内容、財務内容等について、担当役員から個別に説明の機会を設けるなどのオリエンテーションを行っています。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は「行動規範」において、公正で信頼される事業活動のため「企業会計の信頼性の確保と情報の開示」を定めており、株主、投資家ほか全てのステークホルダーに対して積極的な情報開示に努めています。

対話を促進するための取組み方針は以下のとおりです。

(1) 株主との対話全般については、取締役経営管理本部長が統括しています。

(2) 投資家との対話は経営管理本部広報部が担当し、必要に応じ関係部と連携を図り対応しています。

(3) 当社は、経営の透明度を高めるために積極的なディスクロージャーを行うことが必要と考え、適宜プレス発表を実施するほか、当社ウェブサイトにIR情報の開示やニュースリリースを行っています。また、アナリストやファンドマネージャー等を対象とした決算説明会を原則として毎年2回開催しています。

(4) 対話において把握された意見や懸念は、取締役会において必要に応じて報告し、関係部門と連携を図り適切な対応をしています。

(5) 対話に際しては、株価に影響を与えるような未公表の重要事実の提供は行っていません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
前田建設工業株式会社	19,047,510	20.19
WK 1 Limited	9,200,000	9.75
WK 2 Limited	9,190,000	9.74
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	8,019,400	8.50
WK 3 LIMITED	5,890,300	6.24
PERSHING SECURITIES LTD CLIENT SAFE CUSTODY ASSET ACCOUNT	3,455,700	3.66
MSIP CLIENT SECURITIES	2,699,994	2.86
(株)日本カストディ銀行(信託口)	2,473,800	2.62
東洋建設共栄会	1,818,657	1.92
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,743,708	1.84

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

割合は、自己株式を控除して計算しています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
福田 善夫	他の会社の出身者											
吉田 豊	他の会社の出身者											
藤谷 泰之	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福田 善夫	○	当社が定めた「社外取締役の独立性判断基準」を充たしています。	帝人株式会社及び海外グループ会社の役員を歴任し、グローバル展開を図る同社グループにおける豊富な経験と幅広い知見をもとに、当社の経営への提言や業務執行に対する適切な監督を行っていることから、ガバナンス体制強化が期待できると判断し、引き続き社外取締役として選任しています。

吉田 豊	○	当社が定めた「社外取締役の独立性判断基準」を充たしています。	株式会社「HI」における、ものづくり企業としての豊富な経験、実績に加え、同社子会社の取締役社長としての知見をもとに、当社の経営に対し適切に助言いただいており、ガバナンス体制の一層の充実が期待できると判断し、引き続き社外取締役として選任しています。
藤谷 泰之	○	当社が定めた「社外取締役の独立性判断基準」を充たしています。	三井物産株式会社において役員を歴任し、海外での豊富な経験と知見を有しているほか海外現地法人の社長も経験されており、当社の成長ドライバーである海外建設事業の戦略や展開に適切な助言や監督を行っていただけると判断し、社外取締役として選任しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	役員指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	役員指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役

補足説明

取締役・執行役員の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に独立社外取締役を含む委員会を設置し、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討にあたり、独立社外取締役の適切な関与・助言を得る体制としています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、監査計画、監査結果報告等の定期的な会合において情報交換を行い、また、会計監査人の支店等の往査・講評に随時立会う等により、相互の連携を図っています。また、内部監査部門である総合監査部より監査計画、本社、支店、グループ会社の監査実施結果につき随時報告を受け、総合監査部監査の講評に立会う等により連携を密にしています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
福田 二郎	他の会社の出身者													
染河 清剛	他の会社の出身者													
保田 志穂	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福田 二郎	○	当社が定めた「社外監査役の独立性判断基準」を充たしています。	株式会社三菱UFJ銀行の法人部門や総務部においてリスク管理に携わったほか、グループ会社等の役員を歴任するなど経営や監督に関する豊富な経験、実績及び知見を有しており、独立した立場から監査機能を十分に発揮していただけると期待できることから、引き続き社外監査役として選任しています。
染河 清剛	○	当社が定めた「社外監査役の独立性判断基準」を充たしています。	株式会社みずほ銀行においてコンプライアンス推進に携わったほか、グループ会社等の役員を歴任するなど豊富な経験、実績及び知見を有しており、独立した立場から監査機能を十分に発揮していただけると期待できることから、引き続き社外監査役として選任しています。
保田 志穂	○	当社が定めた「社外監査役の独立性判断基準」を充たしています。	弁護士として国内外での経験、実績及びそれに基づく専門的な知識を有しており、独立、客観的な立場から監査機能を高めていただけると判断し、社外監査役として選任しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、社外役員全員が当社の定める社外役員の独立性判断基準を充たしており、金融商品取引所の定めに基づく独立役員として、取引所に届け出ています。

【社外役員独立性基準】
 社外取締役及び社外監査役候補者を対象とし、次の1から10のいずれにも該当しない者をもって「独立社外役員」と判断する。

- 現在又は過去において、当社及びグループ各社の業務執行者であった者
- 当社株式の総議決権数の10%以上の議決権を保有する株主及びその業務執行者
- 当社及びグループ各社が総議決権数の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有する会社の業務執行者
- 過去3事業年度のいずれかにおいて、当社グループ及び候補者の所属する会社双方いずれかの連結売上高2%以上を占める取引先の業務執行者
- 直近の事業報告において、主要な借入先である金融機関の業務執行者
- 上記2から5について、過去3年間に該当していた者
- 当社の会計監査人である監査法人に属する者
- 当社及びグループ各社から、過去3年間の平均において500万円以上の報酬を受領している弁護士、会計士、コンサルタント等の

- 専門家(報酬を得ている者が法人等である場合には、これに属する者)
9. 当社及びグループ各社から、過去3年間の平均において1,000万円以上の寄付を受けた大学や団体等に所属する者
10. 上記1から9に該当する者の配偶者または二親等内の親族

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬とそれ以外の報酬の支給割合の決定に関する方針は、取締役に対する持続的な企業価値向上への適切な動機付け、株主との価値共有並びに優秀な経営人材の獲得及び確保に資することを目的とし、会社業績向上のためのインセンティブ付与、短期的な業績向上のみに偏重した不適切なリスクテイクの防止、中長期的視点での経営実現の各要素のバランスを確保することにあります。その観点を踏まえ基本報酬、業績報酬、業績連動型株式報酬の3つから構成されており、業務執行から独立した立場である社外取締役及び監査役の報酬は基本報酬のみとしております。

業績連動報酬の指標は、業績報酬は企業業績のほか、当該取締役に係る部門業績及び個人業績を指標としており、それぞれ年度計画に定める目標の達成度及び寄与度としております。

業績連動型株式報酬は、特に中長期的な業績の向上への貢献意識をより高めることを目的に、連続する4事業年度からなる評価対象期間の毎年の連結営業利益、工事安全成績等を指標とし、評価対象期間終了後に交付するものとしております。なお、法令又は当社規程の違反があった場合、任務懈怠、当会社の品位を害する不適切な言動その他の事由を理由として、制度対象者としての適切さを欠くと判断された場合は業績連動型株式報酬を中止します。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

前事業年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)に係る当社取締役及び監査役に対する報酬等の額は以下のとおりです。

- ・取締役(社外取締役を除く)の報酬等の総額 178百万円(基本報酬144百万円、業績連動報酬27百万円、非金銭報酬等6百万円)、員数7名
- ・監査役(社外監査役を除く)の報酬等の総額 15百万円(基本報酬15百万円)、員数2名
- ・社外取締役の報酬等の総額27百万円(基本報酬22百万円、その他報酬5百万円)、員数2名
- ・社外監査役の報酬等の総額28百万円(基本報酬27百万円、その他報酬1百万円)、員数2名

人数及び金額には、2021年6月26日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名が含まれています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、当該決議に際してはあらかじめ決議する内容について役員指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けています。

また、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、役員指名・報酬委員会が当該決定方針に沿うものであるか否かも含めて審議しており、取締役会は役員指名・報酬委員会の答申を尊重し、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

a. 取締役の報酬の構成及び割合に関する方針

取締役の報酬は基本報酬、業績連動報酬、非金銭報酬等の3つから構成されており、報酬等の支給割合の決定に当たっては、取締役に対する持続的な企業価値向上への適切な動機付け、株主との価値共有並びに優秀な経営人材の獲得及び確保に資することを目的とし、会社業績向上のためのインセンティブ付与、短期的な業績向上のみに偏重した不適切なリスクテイクの防止、中長期的視点での経営実現の各要素のバランスを確保しています。

b. 基本報酬に関する方針

基本報酬は固定報酬であり、その水準は社長を100とし、役位(執行役員兼務者はその役位)に応じて定められる役位別指数に基づき決定しています。

c. 業績連動報酬に関する方針

業績連動報酬は、すべての役員及び社員の事業活動の成果が反映される連結営業利益などの企業業績のほか、当該取締役の業務における責任と成果が反映される部門業績及び個人業績を指標としており、それぞれ年度計画に定める目標の達成度及び寄与度により決定しています。

d. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は、業績連動型株式報酬であり、特に中長期的な業績の向上への貢献意識をより高めることを目的に、評価対象期間の毎年の連結営業利益、工事安全成績等を指標とした業績評価ポイントにより決定しています。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

取締役の基本報酬及び業績連動報酬は月額で付与し、報酬限度額は月額33百万円以内(うち社外取締役分月額3百万円以内)としています。また、非金銭報酬等は拠出金上限を最大4事業年度454百万円として信託を設定し、本信託により最大960千株を取得のうえ業績評価ポイントに応じて、評価対象期間終了後に普通株式を交付します。

f. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

非金銭報酬等は、法令又は当社規程の違反があった場合、若しくは任務懈怠、当社の品位を害する不適切な言動その他の事由を理由として、制度対象者としての適切さを欠くと判断された場合は交付を中止します。

また、監査役の報酬等の内容の決定に当たっては、監査役の協議結果により決定しており、その報酬は基本報酬のみとし、報酬限度額は月額6百万円以内としています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役又は監査役会から職務補助者設置の要望があった場合は、その選任を行うなど適切に対応することとしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会は、当社の経営に係る重要事項について毎月1回開催する「取締役会」並びに必要なに応じて開催される「臨時取締役会」において、審議、決定するほか各取締役による業務執行の監督を行っています。この「取締役会」は、全取締役と全監査役によって構成されています。2021年度における取締役会の開催状況は、開催回数22回、取締役出席率100%でした。

また、経営環境の変化に迅速に対応し、業務運営の効率化を図るため「取締役会」の他に職務執行の方針を協議決定する「経営方針会議」を毎月2回開催しています。この「経営方針会議」は、全取締役、本部長、監査役1名及び経営企画部長によって構成されています。

2. 取締役候補者の指名は、経営の意思決定に必要な広範な知見を備え、経営の監督機能発揮に必要な出身分野、出身業務における実績を有すること等に基づき指名することとしています。また、取締役のうち3分の1以上を独立社外取締役とすることを基本方針としています。

候補者は社外取締役を含む「役員指名・報酬委員会」において、上記方針に基づき協議を行ったうえで取締役会において決定します。

3. 内部監査を行う総合監査部は、4名の人員となっており、当社及びグループ各社に対し、随時必要な業務監査と内部統制監査を実施し、取締役会並びに監査役会へ報告しています。

4. 監査役は、取締役会他の重要な会議への出席、当社及び当社グループ各社への往査等を通じて取締役の職務執行を監査しています。監査役のうち1名は当社の経理部に長年在籍し、決算手続き並びに財務諸表の作成、税務申告業務等に従事するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

また、社外監査役のうち2名は金融機関における実務経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

5. 監査役は、会計監査人、総合監査部及び当社グループ各社の監査役との連携を保ち、監査の実効性を高める体制をとっています。

6. これらの監査結果につきましては、取締役会又は経営方針会議で報告されているほか、内部統制部門の責任者に対しても適宜報告されています。

7. 当社は、会計監査人としてEY新日本有限責任監査法人を選任しています。会計監査業務を執行しています公認会計士は、齋藤祐暢会計士(当社監査継続年数4年)及び長崎将彦会計士(当社監査継続年数3年)であり、当社は法定の会計監査のほか、適宜アドバイスを受けています。

また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他18名です。

8. 当社と社外取締役及び社外監査役各氏との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を各々締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としています。

9. 当社は、会社法430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。当該保険契約の被保険者は、当社取締役、監査役及び執行役員等の業務執行責任者です。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜供与を違法に受けたことに起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社取締役会は適正かつ迅速な意思決定を行うため、毎月1回開催する取締役会はもとより、必要に応じ臨時取締役会を招集するなど、機動的な運営を行える体制をとっています。社外監査役3名は数社において経営者としての実績を有しており、これらの経歴を背景として当社の経営に有益な助言を行うとともに、独立した立場での監査を実施しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の法定発送期限前の早期(毎年6月初旬)に、株主総会招集通知を東京証券取引所及び当社ホームページにて公開しています。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権行使を導入しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームへ参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知英訳版(要約)を公開しています。
その他	株主総会における事業報告や計算書類等の説明に際し、資料をビジュアル化し、株主様により判り易くお伝えするよう努めています。 招集通知は大判化及び一部カラー化し、視認性を高め、議案に係る参考書類を冒頭に掲載し、役員選任議案に係る候補者一覧表を設けるなど、誌面構成においても、より分かりやすく議決権行使をしていただけるよう努めています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則半期に1回、アナリスト及び機関投資家を対象にした決算説明会を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	掲載内容は、適時開示資料、財務資料(有価証券報告書、決算短信)、内部統制報告書、財務概要、業績推移と事業戦略、報告書(株主通信)、中期経営計画、FACT BOOK等です。 また、アナリスト・機関投資家向けの定期的な説明会の場で提供する資料についてもホームページで公開しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理本部広報部がIRに関する業務を担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は「CORPORATE REPORT」を毎年作成しており、ホームページに掲載するとともに資料請求も随時受け付けています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家に対し財務内容や事業活動状況等の会社情報を適時・適切に開示し、正確な理解が得られるよう努めています。また、開示内容については当社ホームページにも掲載しています。 アナリスト・機関投資家向けの定期的な説明会の場で提供する資料についても当社ホームページで公開しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システムに関する考え方及びその整備状況は以下のとおりです。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役、執行役員及び使用人は、「経営理念」、「行動規範」、「行動指針」を最優先すべき基本的判断基準として職務の執行にあたっています。
- (2) 社長の直轄機関であるリスクマネジメント委員会は、コンプライアンス方針の策定、リスクマネジメントの普及方針の決定、グループ全体の重要リスクの選定等を行い、関係部門へ指示を行うとともに、取締役会へその活動を報告しています。
- (3) 法務部は、各部門のコンプライアンスに関する必要な教育、指導等を行っています。
- (4) 法務部長は、法令遵守上疑義のある行為等を把握した場合は、調査の上適時適切にリスクマネジメント委員会へ報告を行い、必要な指導を行うこととしています。
- (5) 総合監査部は、各部門の職務執行状況や内部統制の有効性及と妥当性の確認を行うことにより、職務の執行の適正性を確保しています。
- (6) 社内通報体制として社内・社外の双方に通報窓口を持つ内部通報制度を構築しています。

2. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営基本規程、組織関係規程等に基づき、取締役の職務の執行が適正に行える体制を整備しています。
- (2) 執行役員制度を採用することにより取締役の員数を少なくし、経営の意思決定の迅速化を図っています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理規程及び防災規程に基づき、各担当部門は定められた日常リスクの管理を行っています。
- (2) 大規模災害等の非常時対応を要する事態の発生時においては、被害・損失を最小限とするため、社長を本部長とする非常時対策本部を設置することとしています。
- (3) 首都圏直下型地震の発生を想定したBCP(事業継続計画)を策定しています。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 重要な会議の議事録、重要な事項に関する稟議書、契約書及びそれらの関連資料を法令、文書管理及び情報セキュリティに関する諸規程に基づき、適切に保管しています。
- (2) 文書規程に基づく文書管理責任者は、文書の管理を適切に行っています。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 関連事業戦略部、土木企画部及び建築企画部は、関係会社管理規程に基づき、当社及び子会社から成る企業集団の経営計画の策定や、重要な意思決定に際し事前協議や指導を行うとともに、定期的の子会社社長を招集し、当社が関与して策定した経営計画の進捗等、経営状況のヒアリングを行っています。
- (2) 総合監査部は、当社及び子会社から成る企業集団における業務執行状況や内部統制の有効性及と妥当性の確認を行い、業務執行の適正性及び経営の効率性・健全性を確保しています。
- (3) 法務部は、当社及び子会社から成る企業集団のコンプライアンスに関する必要な教育、指導、支援等を行っています。
- (4) 内部通報制度の通報窓口を当社及び子会社から成る企業集団にも構築し、企業集団におけるコンプライアンスの実効性を高めています。

6. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、当社取締役会他の重要な会議に出席することのほか、必要に応じて業務執行に関する関係資料の閲覧、提出を当社及び子会社の取締役、使用人にいつでも求めることができるとしています。
- (2) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、法令・定款に違反するおそれがあるとき及び会社に著しい信用失墜や損害を及ぼすおそれがあるときは、監査役に遅滞なく報告することとしています。
- (3) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役が事業及び業務の報告を求めた場合、迅速かつ適切に対応することとしています。

7. 上記6の報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役への情報提供を理由とした当該報告者に対する不利益な処遇は一切行わないとしています。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)取締役、執行役員及び使用人は、監査役会規程及び監査役会規程細則に基づく監査役の監査が、実効的に行われるよう協力しています。

(2)監査役は、会計監査人、総合監査部及び子会社の監査役との連携を保ち、監査の有効性を高めています。

(3)監査役がその職務の執行について当社に対し費用の前払等を請求した場合は速やかに当該費用又は債務を精算することとしています。

9. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役又は監査役会より職務補助者設置の要望があった場合は、職務補助者の選任を行うなど適切に対応することとしています。また、当該補助者は監査役の指揮命令下に従うものとし、取締役からの指揮は受けないものとしています。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1)財務報告に係る内部統制として、関連する規程類の整備及び適正な運用を徹底し、信頼性のある財務報告を作成しています。

(2)総合監査部は、財務報告に係る内部統制監査を実施し、内部統制の不備等の検出と各部門の是正を通じ、財務報告の信頼性を高めています。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

(1)取締役会で決議された「内部統制システムの基本方針」を継続的に取り組むべき基本方針と捉え、適宜内容の見直しを図るとともに、当社及び子会社へ周知徹底しています。

(2)リスクマネジメント委員会を年2回開催し、その内容は取締役会へ定期的な報告を行っています。

(3)総合監査部は監査計画に基づき本社のほか、当社支店・営業所11箇所及び子会社3社への業務監査を行い、監査結果は取締役会へ定期的な報告を行っています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することに全社を挙げて取り組んでいます。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1)総括部署を経営管理本部総務部としています。

(2)本社では全国暴力追放運動推進センター、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会や神田地区特殊暴力防止対策協議会、各支店においても地区の協議会などの外部団体と連携し、相談や情報収集を行い、反社会的勢力排除に取り組んでいます。

(3)コンプライアンスマニュアルに反社会的勢力に対する具体的な行動指針を定めており、定期的に研修を実施することにより周知徹底を図っています。

(4)反社会的勢力との取引を根絶するため、当社が取引業者との契約に使用する契約約款に、暴力団排除条項を明記しています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明 **更新**

【会社の支配に関する基本方針】

(1) 会社の支配に関する基本方針

当社は、上場会社として、特定の者による当社の経営の基本方針に重大な影響を与える買付提案があった場合、それを受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと認識しております。

しかしながら、大規模な買付行為が行われる場合、当該買付行為を行う者からの必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該買付行為が当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響を、株主の皆様適切にご判断いただくことは困難です。また、大規模な買付行為の中には、経営を一時的に支配して当社の有形・無形の重要な経営資産を買付者又はそのグループ会社等に移譲させることを目的としたもの、当社の資産を買付者の債務の弁済等に充てることを目的としたもの、真に経営に参加する意思がないにも拘らず、ただ高値で当社株式を当社やその関係者に引き取らせることを目的としたもの(いわゆるグリーンメイラー)、当社の所有する高価資産等を売却処分させる等して、一時的な高配当を実現することを目的としたもの、当社のステークホルダーとの良好な関係を毀損し、当社の中長期的な企業価値を損なう可能性があるもの、当社の株主の皆様や取締役会が買付けや買収提案の内容等について検討し、当社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないものや、当社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等、当社がこれまで維持・向上させて参りました当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を毀損するものがあることは否定できません。

このような認識の下、当社は、大規模な買付行為を行う者を含む特定の株主グループに、株主の皆様のご判断に必要なかつ十分な情報を提供すること、大規模な買付行為を行う者を含む特定の株主グループの提案が当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討した結果を、株主の皆様当該提案をご判断いただく際の参考として提供すること、場合によっては当社取締役会が、大規模な買付行為又は当社の経営方針等に関して、大規模な買付行為を行う者を含む特定の株主グループと交渉又は協議を行うこと、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替案を株主の皆様提示することが、当社取締役会の責務であると考えております。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模な買付行為を行う者を含む特定の株主グループに対しては、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益が最大化されることを確保するため、大規模な買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するように要求する他、当社において当該提供された情報につき適時適切な情報開示を行う等、金融商品取引法、会社法その他の法令及び定款の許容する範囲内において、適切と判断される措置を講じてまいります。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益向上に向けた取組み

a) 経営方針

当社は「創意革新」「人間尊重」「責任自覚」の下、「夢と若さをもって全員一致協力し、新しい豊かな技術で顧客と社会公共に奉仕することに努め、会社の安定成長と従業員の福祉向上を期する」ことを経営理念とし、これを実践することにより、建設を営む企業として社会的要請に適った建設技術の研鑽に努め、より良質で価値ある社会基盤の構築に貢献することを目指しております。

b) 経営方針を具現化するための中期経営計画

当社は、2023年3月23日に公表した中期経営計画において、“レジリエント企業を継承しつつ、挑戦できる企業への変貌”を基本方針とし、“守りから攻め”への転換、“高収益モデル”への転換、“資本効率経営”への転換を基本戦略として定めております。この大きな経営の転換を着実に実行することで、環境変化にフレキシブルに対応し、厳しい環境に自ら挑戦するレジリエント企業へと進化し、当社の経営理念を希求してまいります。

コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、コーポレート・ガバナンスを一層強化すべく、以下のような具体的取組みを実施しております。

(企業統治の体制)

当社は、上記 a)「経営方針」に記載の経営理念の実現に向け、「レジリエント企業を継承しつつ、挑戦できる企業への変貌」を基本方針に定め、なかでもコーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題のひとつと位置付け、経営環境の変化に迅速に対応する最適な経営体制の構築に取り組んでおります。コーポレート・ガバナンスを充実させ、経営の効率性・透明性を確保することが企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーや社会全般から信頼される企業として存続する基盤になると考えております。

当社は企業統治の体制として、監査役会制度を採用しており、取締役会と監査役会による業務執行監督及び監視を行っております。取締役会は、代表取締役社長を議長とし、取締役8名で構成されており、社外取締役3名は独立社外取締役です。そして、社外監査役3名を含む監査役4名も取締役会に出席し、取締役の業務執行を監査する体制となっており、社外監査役はいずれも独立社外監査役です。さらに、取締役及び執行役員の指名・報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性を強化するため、取締役会の下に役員指名・報酬委員会を設置し、指名・報酬に係る協議を行っております。委員会は代表取締役2名及び社外取締役3名で構成され、社外取締役の適切な関与・助言を得る体制としております。

(監査役監査及び内部監査)

各監査役は、株主の皆様に対する受託責任を踏まえ、当社や当社の株主の皆様共同の利益のために独立客観的な立場において、監査役会規程及び監査役会規程細則に基づいて、取締役の職務の執行状況の監査を行っております。また、監査の有効性を高めるため、各監査役は、会計監査人、総合監査部及び子会社の監査役との連携を保っております。各監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、業務執行に関する関係資料の閲覧及び提出を当社及び子会社の取締役及び使用人に対して必要に応じていつでも求めることができることとなっております。

また、当社においては、総合監査部を設置し、各部門の職務執行状況や内部統制の有効性と妥当性の確認を行うことにより、業務執行の適正性及び経営の効率性・健全性を確保しております。総合監査部は、監査計画に基づき、本社の他、当社支店、営業所11箇所及び子会社3社への業務監査を行い、当社及び子会社から成る企業集団における業務執行状況や内部統制の有効性と妥当性の確認を行っております。加えて、総合監査部は、財務報告に係る内部統制監査を実施し、内部統制の不備等の検出と各部門の是正を通じ、財務報告の信頼性を高めております。また、総合監査部は、監査結果を取締役会へ定期的に報告しております。

(その他)

上記の他、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレート・ガバナンスの強化に鋭意取り組んでおります。

(3)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、上記(1)のとおり、基本方針に基づき、金融商品取引法、会社法その他の法令及び定款の許容する範囲内において、適切と判断される措置を講じて参ります。

(4)具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記(2)及び(3)の各取組みは、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を確保・向上させることを目的とするものです。

したがって、上記(2)及び(3)の各取組みは、上記(1)の基本方針に沿うものであり、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

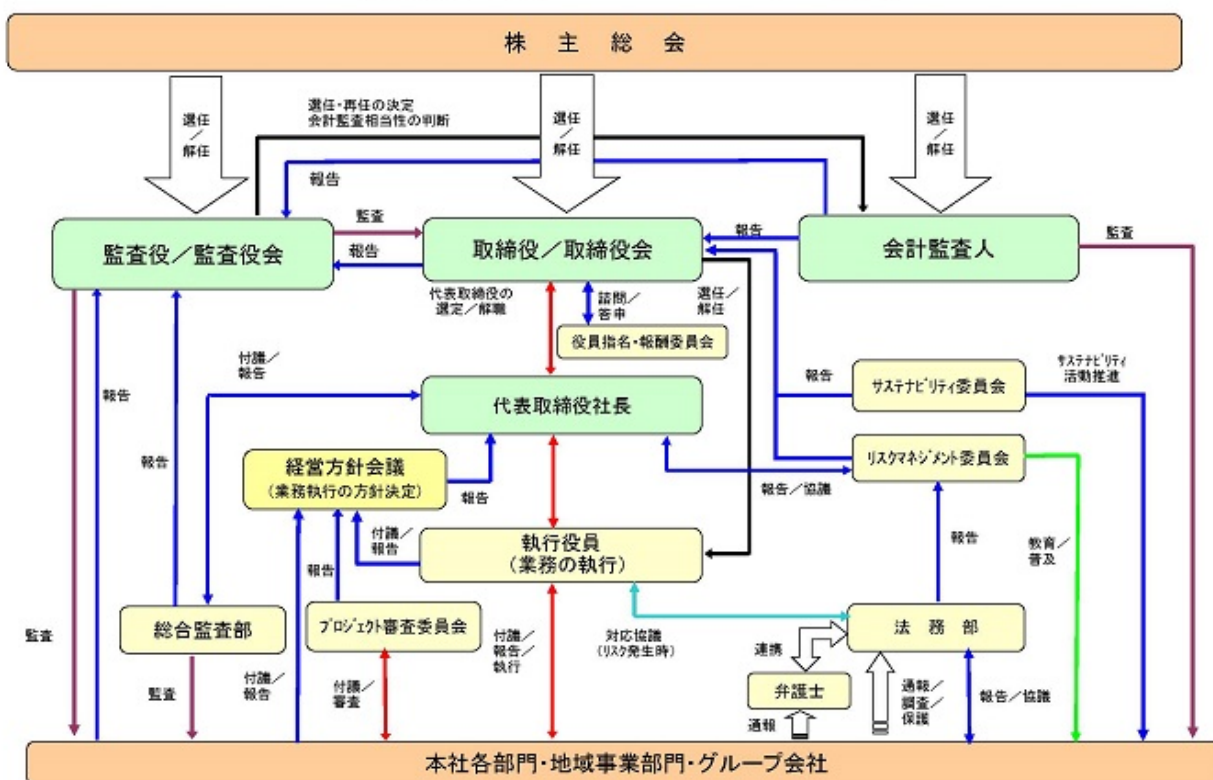
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

〔会社情報の適時開示に係る体制〕

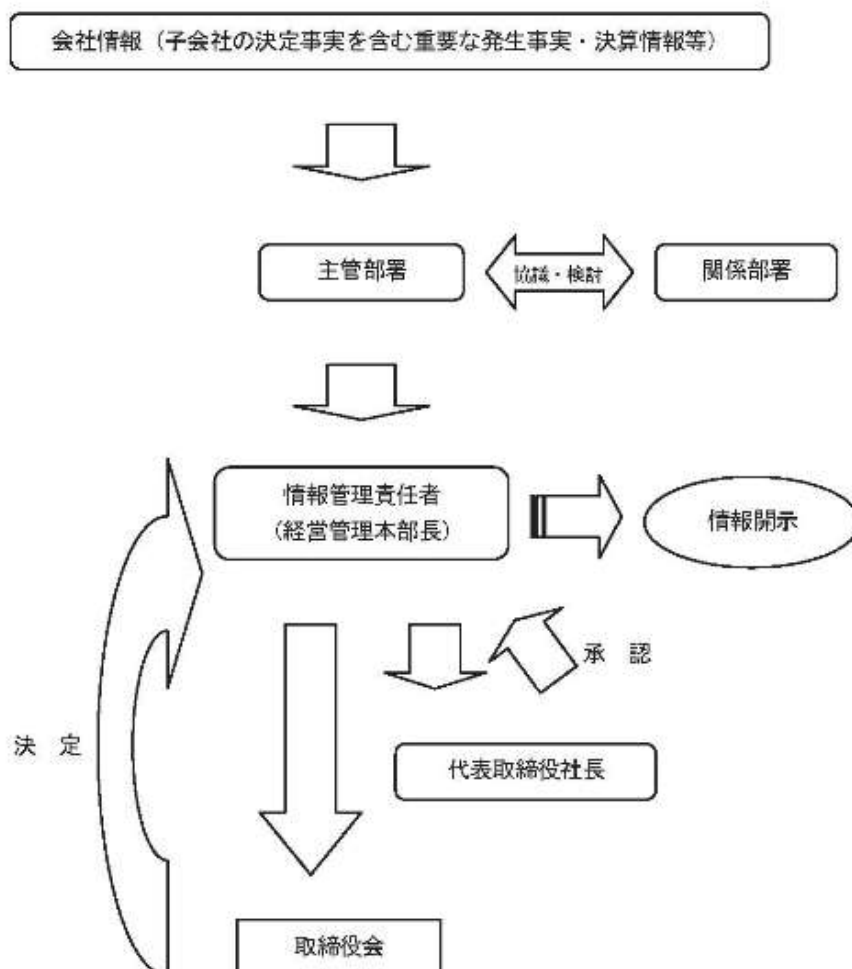
当社は、別図に示した「適時開示体制図」により、投資家に対する適切な会社情報の開示に努めてまいります。
主管部署より情報管理責任者(経営管理本部長)に対して報告のあった会社情報は、代表取締役社長の承認を得たうえで取締役会決議後遅滞なく情報開示を行っています。

なお、金融商品取引法他、関係法令及び金融商品取引所の定める諸規則により開示が必要とされる会社情報のみならず、ステークホルダーをはじめ広く社会に対し、企業情報を積極的に開示し、事業活動についてより正確な理解を得られるよう努めてまいります。

東洋建設株式会社 コーポレート・ガバナンス体制図



東洋建設株式会社 適時開示体制図



取締役会の構成(スキル・マトリックス)

氏名	当社における 地位	保有する知見・経験						
		経営管理	営業	技術・ICT	グローバル	サステナビリティ	財務・会計	法務・ リスクマネジメント
武澤 恭司	代表取締役社長	●	●		●	●		●
平田 浩美	取締役副社長	●	●	●		●		
藪下 貴弘	代表取締役	●	●			●	●	●
大林 東壽	取締役	●	●	●	●	●		
佐藤 護	取締役	●	●			●	●	●
福田 善夫	社外取締役	●			●	●	●	●
吉田 豊	社外取締役	●			●	●	●	●
藤谷 泰之	社外取締役	●			●	●	●	●
乙成 哲	常勤監査役						●	●
福田 二郎	常勤社外監査役	●				●	●	●
柴河 清剛	常勤社外監査役	●			●	●	●	●
保田 志穂	社外監査役				●			●